

平成20年度一般会計8月補正予算（市長専決）について
＜市会議員補欠選挙執行費の補正＞

平成20年度一般会計予算について、京都市議会議員南区選挙区補欠選挙の実施に伴い、緊急に選挙の実施に要する経費を補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年8月6日付けをもって専決処分いたしました。

補正予算の内容

(単位：千円)

項 目	補 正 額	内 容
(歳 出) 選 挙 費	46,000	市会議員補欠選挙執行費
(歳 入) 繰 越 金	46,000	(一般財源)